

まんのう町空き家リフォーム事業補助金の手引き

本補助金は、空き家のリフォーム等に要する費用を補助することで、まんのう町内の空き家の有効活用及び町内への移住・定住の促進を図るものです。

目次

1	対象となる住宅	・・・	1 P
2	補助対象者	・・・	1 P
3	補助金額	・・・	2 P
4	申請の流れ及び提出書類	・・・	3 P
5	申請書記入例	・・・	5 P
6	Q & A	・・・	11 P

1 対象となる住宅

対象となる住宅は、以下の全ての条件を満たす方です。

- ① まんのう町空き家バンクを通じ、売買又は賃貸借された空き家であること。

※ 空き家…まんのう町内に居住を目的として建築したが、現に居住をしていない一戸建て専用住宅のこと。

- ② 本補助金により、既にリフォーム工事を行っている物件でないこと。

※申請前にリフォーム工事を行った、若しくは行っている場合は対象となりません。

- ③ 本補助金申請日において、補助対象物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から6か月以内であること。

※ 契約締結日から6か月を超えたものは対象となりません。

2 補助対象者

補助金の申請が出来る方は、①、②のどちらかの条件を満たす方で、③～⑤のいずれにも該当しない方です。

- ① 空き家等登録者で、空き家バンク制度を利用して補助対象物件を売却又は賃貸した者。
- ② 利用希望登録者で、空き家バンク制度を利用して補助対象物件を購入又は賃借した者。
- ③ 売買又は賃貸借契約の相手方が補助対象者の3親等以内の親族である場合。
- ④ 本町の町税を滞納している場合。
- ⑤ 同一の補助対象者が本補助金の交付を受けている又は受ける予定がある場合。

3 補助金額

① リフォーム工事を行う場合

- リフォーム工事費の50%（千円未満切り捨て）：上限 100万円

※ リフォーム工事費とは、町内業者が施工する経費を指します。
※ 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者が自ら実施する事業は対象となりません。

② 家財道具を処分する場合

- 処分費の50%（千円未満切り捨て）：上限 10万円

※ 処分費とは、町内業者が空き家等の利用のために不要な家財道具等の運搬及び処分にかかる経費を指します。
※ ただし、自分で家財処分する場合（コンテナや処理場への直接搬入等）は必ず、見積書、領収書（内容及び業者名のわかるもの）をもらってください。無い場合は対象となりません。

※ 本対象事業が国、県又は本町の他の制度による補助の対象となっている場合は、補助を受けた額を本補助対象事業費から控除されます。

以下の条件に該当する場合は、補助金の交付決定を全部又は一部を取消します。

- 補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為があったとき。
- 補助金の交付決定の前に、補助対象事業に着手したとき。

また、以下の項目に該当する場合は補助金の返還対象となりますのでご注意ください。

- 空き家利用者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出したとき。
- 空き家利用者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件を第三者に転売又は転貸したとき。
- 補助対象物件の所有者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件を取り壊したとき。

4 申請の流れ及び提出書類

1. 事前協議 【申請者】

補助事業に該当するか事前の協議が必須となります。

申請を希望する方は、工事着手前に地域振興課窓口までお越しく下さい。

※ 事前協議をされていない場合は、要件を満たしていても交付できないことがありますのでご注意ください。

2. 交付の申請 【申請者】

建築工事請負契約の締結後、下記書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 承諾書（様式第2号）
- ③ 申請者の住民票の写し
- ④ 申請者の市町村税の完納証明書（滞納のない証明）
- ⑤ 補助対象物件の登記事項証明書その他これを証する書類
（全部事項証明書、保存登記、所有権移転登記等）
- ⑥ 補助対象物件の固定資産税納税証明書
※ 申請者が補助対象物件の所有者でない場合のみ
- ⑦ 町内施工業者の町税の完納証明書（滞納のない証明）
- ⑧ 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書
- ⑨ 補助対象事業を実施する予定箇所等の詳細が分かる書類
- ⑩ 補助対象事業予定箇所の現況写真
- ⑪ 債権者登録申出書（申請時の住所記載）

3. 交付の決定 【町】

受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

○ 補助金交付決定通知書（様式第3号）…町から申請者に送付。

工事着工

※ 交付決定後に補助内容が変更になる場合 【申請者】

実績報告を行う前に下記書類を提出してください。

- ① 補助金交付決定変更等申請書（様式第5号）
- ② 変更内容が分かる書類（変更後の見積書や内訳のわかるもの）

建築完了

4. 実績報告 【申請者】

補助対象事業の完了後、次の書類を提出してください。

- ① 補助事業実績報告書（様式第6号）
- ② 空き家利用者の転居後の住民票の写し
- ③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
（領収書、請求書・通帳のコピー・振込依頼書等）
- ④ 補助対象事業費が分かる書類（明細書、内訳書等）
- ⑤ 補助対象事業を実施した箇所等の詳細が分かる書類
- ⑥ 補助対象事業実施箇所の完成後の写真
- ⑦ 債権者登録申出書（住所等変更があった場合のみ）

5. 補助金の額の確定 【町】

実績報告書を審査した上で、補助金の交付額を確定します。

- 補助金交付確定通知書（様式第7号）…町から申請者に送付。

6. 補助金の交付請求 【申請者】

補助金等交付請求書を提出してください。

- 補助金交付請求書（様式第8号）

7. 補助金交付 【町】

請求により、登録口座に補助金を支払います。

5 申請書記入例

申請時書類

様式第1号(第7条関係)

令和 2 年 4 月 1 日

まんのう町長 様

申請者 住所 **まんのう町〇〇1111番地**
 氏名 **まんのう 〇〇**
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付申請書

まんのう町空き家リフォーム事業を実施したいので、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

所有者との関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 所有者が別(所有者との関係：)
補助対象物件の所在地	まんのう町 〇〇1111番地
補助事業費 (A)	2,000,000 円 <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 処分
補助申請額 (A) ×1/2	1,000,000 円 (※千円未満の端数切捨て)
工事着手予定年月日	令和 2 年 5 月 10 日
工事完了予定年月日	令和 2 年 10 月 5 日
補助対象工事を行う業者	所在地(住所) まんのう町〇〇222番地 業者名(代表者氏名) まんのう 花子
リフォーム工事に対する国、県、又は本町の制度による他の補助金の状況(予定を含む) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(補助金名： 受給(予定)日： 補助金額：	
関係者との協議事項 【申請者が補助対象物件の所有者でない場合に限る。】 交付対象者によるまんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱の補助金交付申請に当たり、申請書添付書類をその内容とするリフォーム工事の施工及び補助金の交付を受けることについて、同意します。 所有者氏名 (自署)	
関係者との協議事項 【申請者が補助対象物件の利用者でない場合に限る。】 交付対象者によるまんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱の補助金交付申請に当たり、申請書添付書類をその内容とするリフォーム工事の施工について、利用者と協議を終え、申請します。 所有者氏名 (自署)	

住民基本台帳又は税関係情報の記録を調査することに同意します。

承 諾 書

まんのう町長 様

申請者 (所有者・利用者)

住所 **まんのう町〇〇1111番地**

氏名 **まんのう 〇〇**

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承諾書を提出します。
なお、本事業の実施に関し、問題が生じた場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【承諾事項】

- (1) 申請者が責任を持って補助対象事業を遂行すること。
- (2) 空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家の取り壊し及び転売を行わないこと。
- (3) 申請をする空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家からの転出又は転居、及び転貸を行わないこと。
- (4) 町長が補助金交付決定に条件を付した場合には、これを遵守すること。

個人用見本

債権者登録（新規・変更・廃止）申出書

※太字の中を記入してください

町記入欄	担当課	
	担当者	

まんのう町長 殿

債権区分	1	新規	債権者コード	処理年月日	登録区分	変更方法	1	口座振替
	2	変更					2	隔地私
	3	廃止					3	窓口私

提出年月日

(変更) 適用年月日

◎おなまえ（法人名、屋号、又は個人名）

A

フリガナ	氏名	本店	マンノウ タロウ	
	支店			
漢字	氏名	本店	まんのう 太郎	
	支店			
		生年月日	昭和60年1月1日	

個人の場合は、記入不要です。

請求書等に使用する印を押印してください。銀行印・印鑑登録印である必要はありません。

B

◎だいひょうしゃ（職、氏名）

漢字	
代表者フリガナ	

代表者印
又は個人印

まんのう

C

◎おところ（都道府県、都市区町村、町、丁目、番地、団地、棟、号）

郵便番号	766-0022	区分	1 町内	3 県外	住所コード
漢字	香川 仲多度郡まんのう町吉野下430番地				
フリガナ	カガクケンナカタクンマンノウチョウヨシノシモ				
電話番号	0877-73-0122				

本補助金のお振込みを希望される口座をご記入ください。

D

◎振込先 ※ 受領方法の欄で「3 窓口私」にした方は、ここで記入終わります。

金融機関名	まんのう		支店	まんのう支店
受領方法	口座振替	預金種目	普通	当座
金融機関コード		口座番号	11111111	
口座名義人（カタカナ）	マンノウ タロウ			

ゆうちょ銀行口座にお振込を希望される方へ

他の金融機関とゆうちょ銀行では口座番号体系が異なります。

ゆうちょ銀行の「記号・番号」を振込用の「店番・口座番号」に変換してください。

記号				
1	2	3	4	0

番号						
1	2	3	4	5	6	7

店番：

「記号」の2～3桁目の数字の最後に「8」をつけた数字

店番		
2	3	8

口座番号						
1	2	3	4	5	6	7

口座番号：

「番号」の最後の「1」を削除した数字

変更等提出書類

様式第4号(第9条関係)

令和2年 8月 10日

まんのう町長 様

申請者 住所 **まんのう町〇〇1111番地**
氏名 **まんのう 太郎**
電話番号 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等申請書

令和2年 4月20日付け 発第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を下記のとおり **(変更)** 中止) したいので、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

補助対象物件の所在地	まんのう町〇〇1111番地	
(変更) 中止) 年月日	令和2年8月10日	
(変更) 中止) の理由	当初見積から、リフォーム箇所が減るため。	
変更の内容 (※変更の場合のみ)	別紙見積のとおり	
補助対象事業費	変更前	変更後
	2,000,000 円	1,500,000 円
補助金交付申請書	変更前	変更後
	1,000,000 円	750,000 円

※申請時、変更後の補助対象事業費及び補助対象事業内容が確認できる書類の写し（内訳含む。）を添付して下さい。

様式第6号(第10条関係)

令和2年 10月 20日

まんのう町長 様

申請者 住所 **まんのう町〇〇1111番地**
氏名 **まんのう 太郎**
電話番号 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

まんのう町空き家リフォーム事業補助金実績報告書

令和2年 8月25日付け 発第 号により補助金交付決定の通知があったまんのう町空き家リフォーム事業を下記のとおり実施したので、まんのう町空き家リフォーム事業補助金要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記


- 1 補助対象事業費 **1,500,000** 円
- 2 補助金交付決定額 **750,000** 円
- 3 補助対象事業工事期間
着手年月日 **令和2年 5月 10日**
完了年月日 **令和2年 10月 5日**
- 4 添付書類
 - (1) 利用者に係る空き家転居後の住民票の写し
 - (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類(内訳含む。)
 - (3) 補助対象事業を実施した箇所等の詳細が分かる書類
 - (4) 補助対象事業を実施箇所の現況写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

交付請求時書類

様式第 8 号(第 12 条関係)

令和2年 11月 5日

まんのう町長 様

申請者 住所 **まんのう町〇〇1111番地**
氏名 **まんのう 太郎** 
電話番号 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付請求書

令和2年11月 1日付け 発第 号により補助金の額の確定通知があったまんのう町空き家リフォーム事業補助金についてまんのう町空き家リフォーム事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 **750,000** 円

2 振込先

金融機関	〇〇銀行
本店・支店名	〇〇支店
預金種目	普通
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ)	マンノウ タロウ
口座名義人	まんのう 太郎

注意 口座名義人は、交付決定者(請求者)と同一としてください。

債権者登録申出書に記入した
口座を記入してください。
変更がある場合は
再度債権者登録申出書を
提出してください。

まんのう町空き家リフォーム事業補助金Q&A

Q1 どのような人が申請できますか。

A 申請日において、町税を滞納していない次のいずれかに該当する方が申請できます。

1. 空き家バンク物件登録者の方（所有者）
2. 空き家バンク物件利用者の方

※空き家バンクを通して契約締結に至っていることが前提です。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、補助対象者となることができません。

- ・町税を滞納している方
- ・3親等内の親族間で空き家の売買、賃貸借又は使用貸借をした方
- ・過去に同一の補助金の交付を受けている場合又は交付を受ける予定がある方

Q2 どのような住宅が対象となりますか。

A 空き家バンクに登録された住宅で、かつ空き家バンク制度を通じて売買契約又は賃貸借契約がなされ、固定資産税の滞納が無い住宅です。

Q3 どのような工事が補助対象となりますか。

A 補助の対象となる事業（補助対象事業）は、下記の要件を満たす工事です。

◇町税を滞納していない町内業者が行う工事で下記の内容のもの

主な工事	具体的な工事の内容
木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼替え等
外装工事	外壁の改修、張替え、塗り替え、コーキング補修等
塗装工事	屋根塗替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）

※必ず交付決定後に工事を開始し、年度末3月末日までに工事完了が見込めない場合は、地域振興課まで連絡すること。

※町内業者とは、町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者です。

※また、次に掲げる内容の工事等は、補助の対象とはなりませんのでご注意下さい。

- (1) 申請者及び申請者と同一世帯の方自らが実施するリフォーム工事
- (2) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入（壁かけ式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は証明器具、カーテン、家具調度品など）及び設置工事
- (3) 外構、カーポート、庭、門扉、堀又は地盤に関する工事
- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 家具の固定のための器具購入及び工事
- (6) 国、県、町における他の補助事業により整備する工事
- (7) その他、町長が不相当と認めた工事

Q 4 補助金額の額はいくらになりますか。

- A 補助金額の計算方法は以下のとおりです。
補助対象事業費の50パーセントに相当する額とし、リフォームについては **100万円が上限**です。家財処分については **10万円が上限**です。
ただし、算出した額の1,000円未満は切り捨てになります。

Q 5 複数の業者によるリフォーム工事は補助対象となりますか。

- A 補助対象となるのは、Q3にある町内業者によるリフォーム工事ですので、複数の業者による工事の場合でも、条件を満たす町内業者によるものはすべて補助対象とします。申請時に提出していただく書類や、実績報告時に提出いただく書類等で確認します。

Q 6 申請前に着手しているリフォーム工事は、補助対象となりますか。

- A **工事が完了しているものや、着手している場合は、補助対象となりません。**申請後、補助金交付決定通知書が届いてからリフォーム工事に着手してください。

Q 7 申請にはどのような書類が必要ですか。

- A 申請時には、次の①～⑪の書類を併せてご提出ください。
- ① 空き家リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 承諾書（様式第2号）
 - ③ 申請者の住民票の写し
 - ④ 申請者の市町村税の完納証明書（滞納のない証明）
 - ⑤ 登記事項証明書その他これを証する書類
（全部事項証明書、保存登記、所有権移転登記等）
 - ⑥ 対象物件の固定資産税の町税納税証明書（ただし、申請者が補助対象の空き家の所有者でない場合に限る）
 - ⑦ 施工する町内業者の町税の完納証明書（滞納のない証明）

- ⑧ 補助対象事業費に要する費用の内訳が確認できる見積書
（リフォーム業者の工事請負契約書または見積書等、工事費が確認できる書類）
- ⑨ 補助対象事業を実施する予定箇所等の詳細が分かる書類（工事設計図、施工図等）
- ⑩ 補助対象事業予定箇所の現況写真
- ⑪ 債権者登録申出書（申請時住所記載）

Q 8 工事開始後、工事内容に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

A 交付決定後に工事内容等に変更になる場合には、まんのう町空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等申請書（様式第4号）による変更申請が必要となります。変更内容がわかる書類の写し（見積書等）を添付して提出してください。

Q 9 実績報告はいつ行えばよいですか。またどのような書類が必要ですか。

A リフォーム完了し支払い後速やかに、下記①～⑦の書類を併せてご提出ください。

- ① まんのう町空き家リフォーム事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 利用者に係る空き家転居後の住民票の写し
- ③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
（領収書、請求書・通帳のコピー・振込依頼書等）
- ④ 補助対象事業費が分かる書類（明細書、内訳書等）
- ⑤ 補助対象事業を実施した箇所等の詳細が分かる書類（工事完成図等）
- ⑥ 補助対象事業実施箇所の完成後の写真
- ⑦ 債権者登録申出書（住所等変更があった場合のみ）

Q 10 第5条第2項の本町の他の制度とはどのような制度ですか。

A 要綱第5条第2項にある本町の他の制度とは、例えば、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、合併処理浄化槽設置整備事業などをさします。これら制度を利用されている際には、補助対象事業費から控除します。
他の制度も活用される場合は、事前にご相談ください。

申込・問合せ先

〒766-0022

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町地域振興課

TEL 0877-73-0122 FAX 0877-73-0113